

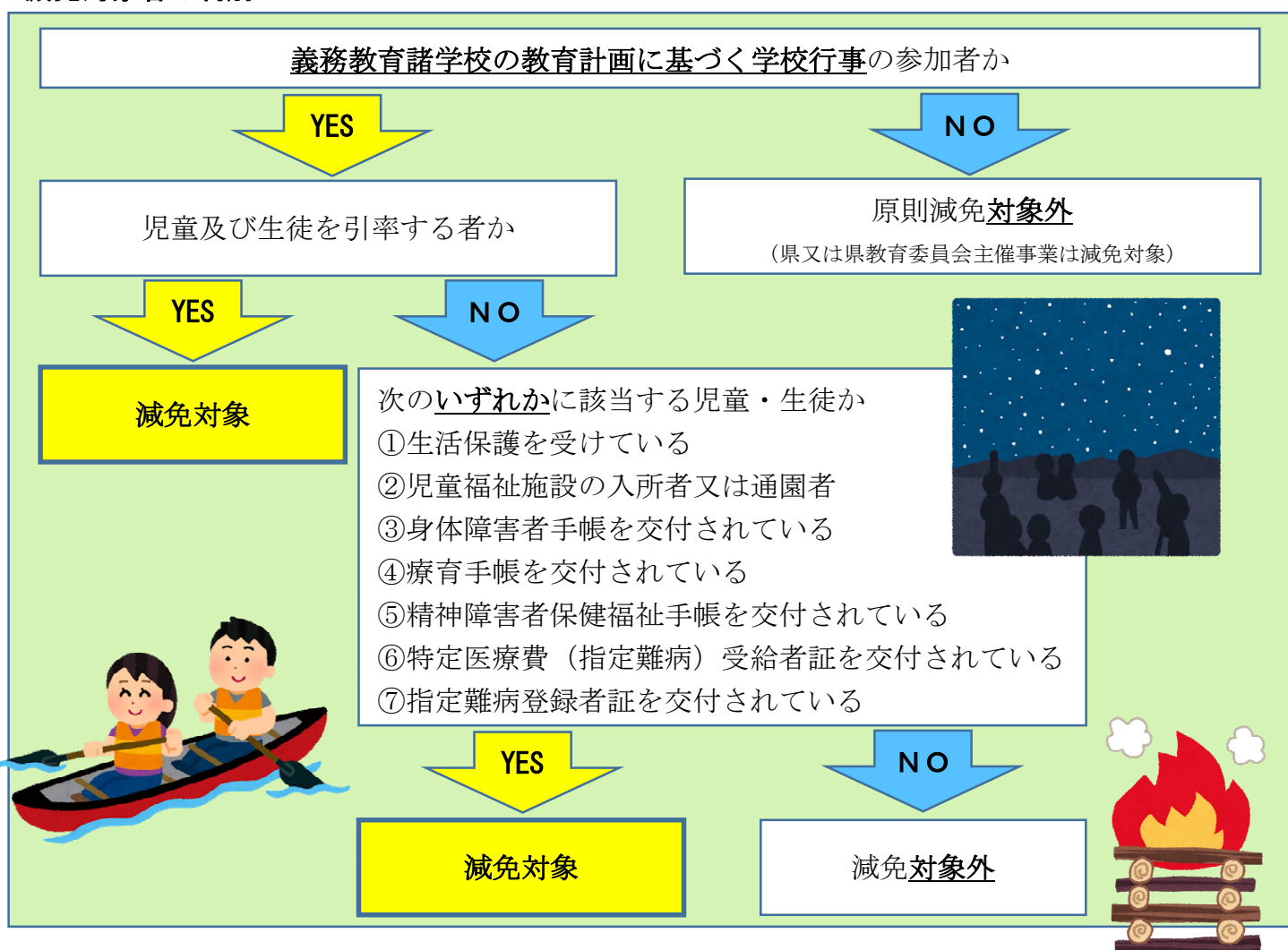
静岡県立青少年教育施設使用料・利用料金減免対象者判別フローチャート

減免の対象施設

- ・静岡県立観音山少年自然の家
- ・静岡県立三ヶ日青年の家
- ・静岡県立朝霧野外活動センター
- ・静岡県立焼津青少年の家



減免対象者の判別



備考

- ・就学援助受給者であっても、生活保護を受給していない準要保護の児童生徒は減免対象外です。
- ・特別支援学校又は特別支援学級に所属している児童生徒（就学奨励費の対象である児童生徒）であっても、上記③から⑦の手帳等の交付を受けていない児童生徒は減免対象外です。
- ・不明な点は静岡県教育委員会社会教育課（054-221-3703）までお問合せください。